

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 3月11日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更は以下のとおり

●第3段階（準備期）へ移行（3月15日（月）5時より）

コキンボ州カネラ市

アイセン州コイアイケ市

●第2段階（移行期）へ後退（3月13日（土）5時より）

コキンボ州ラ・イゲラ市、プニタキ市

バルパライソ州コンコン市、カレラ市、リヤイリヤイ市

首都圏州サンティアゴ市8区（ウエチュラバ、ラス・コンデス、プロビデンス、ラ・レイナ、ロ・バルネチェア、ビタクラ、セロ・ナビア、サン・ホアキン）、アルウエ市、エル・モンテ市、ティルティル市、ペニャフロール市、マリア・ピント市

リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州キンタ・デ・ティルココ市、パレドネス市、チェピカ市

マウレ州テノ市、ラウコ市

ニュブレ州ニケン市、キジョン市

ビオビオ州トゥカペル市、ユンベル市

アラウカニア州クラレウエ市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（3月13日（土）5時より）

アタカマ州チャニャラル市

バルパライソ州カテム市、エル・キスコ市、キジョタ市

リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州ナビダッド市、ナンカグア市、サン・フェルナンド市

マウレ州クリコ市

ニュブレ州コイウエコ市

ビオビオ州カニエテ市

アラウカニア州ペルケンコ市、アンゴル市

ロス・ラゴス州フルティジャル市、ジャンキウエ市

（2）3月13日（土）より第2段階（移行期）該当地域でのジム施設、カジノ、一般イベントの営業・実施を禁止する。

（3）3月13日（土）より夜間外出禁止令を22：00～翌5：00までとする。

(4) 3月13日(土)より小売店、レストラン、窓口対応の営業時間を20:00までとする。

2 3月11日時点で、チリ国内では873,512名(死亡者21,362名)のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省(チリにおけるコロナウイルス感染者数)

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

- ・チリ政府(コロナウイルス関連)

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html